

第1回

学びの多様化学校等のあり方に係る 有識者等会議

1 会議の概要と今後の予定

【別紙】開催基準、傍聴要項

有識者等会議

<目的>

本市の不登校施策における『学びの多様化学校』の位置付けや意義を検討するとともに、「ナゴヤ学びのコンパス」が目指す教育を具現化し、多様性を認める学びの場としての、本市の『学びの多様化学校』のあり方についてご意見をいただく

第1回



10/29

第2回



12/9

第3回



2月上旬

第4回



3月下旬

令和6年度末予定

会議のまとめ

令和7年度

基本方針の検討

1 会議の概要と今後の予定

ご意見をいただく具体的な内容

A 本市の不登校施策における学びの多様な学校の位置付けや意義

- ・ 校内の教室以外の居場所や教育支援センターをはじめとした、本市の各種不登校施策との役割の整理や連携
- ・ 本市における学びの多様な学校設置の意義 等

B 学校の基本的方向性

- ・ 目指す学校の姿（コンセプト）
- ・ 目指す学校の姿の実現に向けた学校づくりの視点（機能） 等

C 学校の枠組み

- ・ 対象となる児童生徒の範囲、対象学年、設置形態、学校規模、転入学時期 等

2 学びの多様化学校について

国の施策の動向

▶令和5年3月 文部科学省

「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」(COCOLOプラン)

- 不登校特例校の設置について、今後早期に全ての都道府県・政令指定都市に設置されることを目指す
- 将来的には希望する児童生徒が居住地によらず通えるよう、分教室型も含め全国300校の設置を目指す

▶令和5年6月 閣議決定

「第4期教育振興基本計画（計画期間：令和5年度～9年度）」

不登校特例校の各都道府県・政令指定都市での1校以上の設置を本計画期間内において進める

▶令和5年8月 文部科学省

「『不登校特例校』の新たな名称について（初等中等教育局児童生徒課長通知）」

実際に当該学校に通う子供たちの目線に立った相応しい名称とする観点から・・・
新たに『**学びの多様化学校**』とする

2 学びの多様化学校について

学びの多様化学校の概要

不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認められる場合、特定の学校において教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成して教育を実施することができる。

※「不登校特例校」から「学びの多様化学校」に名称変更
(R5.8.31 文部科学省通知)

★ 教育課程がある「**学校**」である

(教育支援センターや民間団体(施設)とは異なる。原籍校から転籍)

★ 国の指定を受けて教育課程を「柔軟化」できる

(総授業時数減、体験型学習、教科横断的な取組、新設教科等)

全国の設置状況

全国に**35**校 (R6.4)

【学校種別】

小学校 8 校、中学校 25 校、高等学校 6 校

※小中一貫校は小中それぞれに計上

【国公私別】

公立学校21校、私立学校14校

【設置形態別】

学校型17校、分校型1校、

分教室型13校、コース指定型4校



図はR5年度時のもの

(学びの多様化学校に通う児童生徒の声)

- 頑張ったってしょうがない、頑張っても自分はダメなんだという考えだったが、今は、少しでも自分のペースでできたんだと考えられるようになった。
- 思い切って一歩進んでみると楽しいことがたくさんある。
- 自分たちが主役になれる。
- 他人を許せるようになって、自分を許せるようになった。
- 満喫したかった学校生活を送っていることが何よりも嬉しくてたまらない。
- 本音で話せる友達ができた。

(学びの多様な学校に通う児童生徒の**保護者の声**)

- 人前で話すことが苦手だったが、発表会で堂々と原稿を読む姿に感動した。
- 学校での出来事を家で話す機会が増え、少なかった家での会話が増えた。
- 子どもが元気になって、自分自身も元気になった。
- 子ども褒めることが多くなった。

学びの多様化学校の設置に向けて【手引き】（R6.2改訂 文部科学省）より抜粋

2 学びの多様化学校について

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律

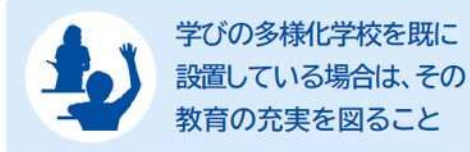
本法律の学びの多様化学校に関する条文(抜粋)

(特別の教育課程に基づく教育を行う学校の整備等)

第十条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒に対しその実態に配慮して特別に編成された教育課程に基づく教育を行う学校の整備及び当該教育を行う学校における教育の充実のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第10条においては、国及び地方公共団体が学びの多様化学校の整備及び学びの多様化学校における教育の充実のために必要な措置を講ずることが努力義務とされている。

これを受け、地方公共団体においては、



などに取り組むことが求められている。

学びの多様化学校の設置に向けて【手引き】(R6.2改訂 文部科学省)より抜粋

※ 赤線・赤文字は本市が追記

対象となる児童生徒の範囲

対象となる児童生徒の範囲については、主に以下の2通りを想定している。

なお、入学希望の児童生徒が対象となるのかについては、当該学校又はその管理機関において、個別に判断する。

A 不登校状態である児童生徒

A

原則として、文部科学省の調査における基準※等の明確な基準を設け、その基準に則り、不登校状態であると判断した児童生徒。

※「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」における「不登校」の基準：何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者(ただし、「病気」や「経済的理由」による者を除く。)

B 不登校傾向が見られる児童生徒

B

A のような基準に該当しない児童生徒であっても、不登校傾向が見られ、その後不登校となる蓋然性が高いと考えられる場合は、対象となり得る。

(Bに該当する児童生徒の例)

- ・ 登校することができるが、在籍学級に入ることができず、保健室や相談室で特定の教職員や友だちとしか関わることができない児童生徒
- ・ 在籍校に登校することができず、教育支援センターやフリースクール等に通所している児童生徒
- ・ 強い特性等から不登校傾向にあり、弾力的な教育課程の下で個人の特性を最大限に生かした学習活動を希望する児童生徒

2 学びの多様化学校について

本市における学びの多様化学校の現状

本市には平成24年4月に私立学校として、**星槎名古屋中学校**が設置されている。

学校紹介②<学校型>

星槎名古屋中学校(愛知県)

学校概要

所在地	愛知県名古屋市中村区名駅南4-6-38
開校時期	平成24年4月開校
本校	星槎名古屋中学校

在籍対象者

学級編成

第1学年 … 3クラス
第2学年 … 3クラス
第3学年 … 4クラス

在籍者数

第1学年 … 85人
第2学年 … 81人
第3学年 … 105人

※令和5年4月1日時点

特別な教育課程の概要

- 6時間目に個別学習の時間を設け、ICT教材等を使用し学び直しをしている。
- ゼミ授業(総合的な学習の時間内に位置づけ)を隔週で実施し、様々なジャンルに分けた分野でALやPBLに沿った主体的・能動的な学びを展開。
- 不安を和らげ、成長を促す絵画講習の実施。
- 日々の授業をオンライン授業。
- SSTの授業を週1回実施。



不登校生徒等への実態に配慮した工夫

- 通いやすい登下校時刻の設定
- 1人1台端末のAIドリル等を活用した学習機会の保障
- 指定制服と私服の併用登校
- 心の安定を図るための部屋、ステップアップルームの設置
- 個別支援計画の作成・運用
- 生徒ファーストを追求した「学年担任制」
- 生徒の中の先生役制度「ピアチューター」制度の導入
- 「支援教育カウンセラー」の資格を活用した、職員みんながカウンセラー
- 合理的配慮を実践した個々に合わせた試験方法(タイピング、ルビ、時間延長、別室、音声読み上げ、拡大)

教職員配置状況

- 校長
- 教頭
- 事務長
- 教諭 … 23名
- 準常勤教員 … 4名
- 非常勤教員 … 10名



学びの多様化学校解説資料(参考資料) (R6.2改訂 文部科学省) より抜粋

3 名古屋市の不登校施策における学びの多様化学校の位置付けや意義

これまでの不登校に係る方策

R2.12～R3.9 有識者等会議（全7回）

▶令和4年3月 名古屋市教育委員会

不登校未然防止及び不登校児童生徒支援の方策

目標 「不登校児童生徒が減少すること」
「不登校児童生徒が自らの進路を選択し、卒業後の未来を開くことができること」

8つの方策

①
魅力ある
学校づくり

②
教職員の
意識改革

③
なごや子ども
応援委員会・
学校と専門機
関等との連携

④
校内の
教室以外の
居場所づくり

⑤
訪問相談
対面指導
アウトリーチ支援

⑥
教育支援
センターの
拡充

⑦
民間団体
(施設)
との連携

⑧
ICTを
活用した
学習支援

3 名古屋市の不登校施策における学びの多様化学校の位置付けや意義

これまでの不登校に係る方策

※ ◎：成果 □：継続 ▲：課題（今後取り組むこと）

① 魅力ある学校づくり

- ナゴヤスクールイノベーションと銘を打ち、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図る授業改善
- ▲R6よりナゴヤ学びのコンパスを基にした教育を全市展開

② 教職員の意識改革

- 教育センターにおける研修
- ◎学校における不登校児童生徒支援マニュアル改訂
- ◎不登校児童生徒の評価の在り方 事例発行
- ▲教師の態度や指導方法が不登校の要因になっている可能性
- ▲チーム学校による組織的支援の推進

③ なごや子ども 応援委員会・ 学校と専門機 関等との連携

- SC等によるアセスメントの実施
- 学校と情報共有、専門機関等との連携
- ▲スクリーニング会議やケース会議の開催・支援方法を確立

④ 校内の 教室以外の 居場所づくり

- ◎中学校で実施（R4：30校、R5：51校）
- 担当教員を配置及び担当教員研修の実施
- ▲中学校全校配置（残り29校）
- ▲小学校での支援の在り方を検討

⑤ 訪問相談 対面指導 アウトリーチ支援

- 教員、応援委員会、訪問相談員等の訪問相談、対面指導の継続実施
- ▲自宅から外へ出ることが難しい児童生徒への支援の充実

⑥ 教育支援 センターの 拡充

- ◎第3サテライト設置
- ◎R6より名古屋市教育支援センターに名称変更（子ども適応相談センターより）
- ▲教育支援センターの機能拡充
- ▲教育支援センターの設置拡大の必要性について検討

⑦ 民間団体 （施設） との連携

- 民間団体（施設）連絡会の実施
- ◎参加した民間団体（施設）一覧表を市HPで公開（不登校サイト更新）
- ▲民間のノウハウを取り入れた支援（業務委託や人事交流等）

⑧ ICTを 活用した 学習支援

- ◎民間オンライン学習プログラムによる学習支援を導入
- ▲メタバースを活用した支援の実証事業

3 名古屋市の不登校施策における学びの多様化学校の位置付けや意義

R6.5.24開催「第1回今後の不登校施策に関する有識者等会議」資料

児童生徒一人一人に応じた多様な学びの考え方

<学校における学び>

- 明日も学校に行きたい、学校が楽しい

(子ども主体の学び)

<活動範囲と学び> フェーズに合わせた支援 (ナゴヤ学びのコンパスを取り入れた支援)

- 学校に行くことができるが、自分のクラスに入りづらい
- 家から出ることができるが、在籍する学校に行くことができない
- 家から出ることができるが、学校に行くことができない
- 家から出ることができない

(校内の教室以外の居場所)

(学びの多様化学校)

(教育支援センター、民間団体(施設)等)

(ICTの活用、アウトリーチ支援)

<他者との関わりと学び>

- 多様な人と関わりながら学ぶことができる
- 特定の人と関わりながら学ぶことができる
- 誰とも会えないが、一人で学ぶことができる

<学び方>

- 自分に合ったペースや方法で学ぶことができる

※ 評価について／成績・進路について

「児童生徒一人一人の思いや願いを尊重し、全ての児童生徒に多様な学びの場を確保すること」

「児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて社会的に自立できること」を目指す

3 名古屋市の不登校施策における学びの多様化学校の位置付けや意義

R6.5.24開催「第1回今後の不登校施策に関する有識者等会議」資料

「児童生徒一人一人の思いや願いを尊重し、全ての児童生徒に**多様な学びの場を確保**すること」
「児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて**社会的に自立**できること」を目指す

I 子どもたちが行きたくなる学校づくり

①
魅力ある
学校づくり

②
教職員の
意識改革

1

・市立学びの多様化学校の設置

II 多様な教育機会の確保

8つの方策

③
なごや子ども
応援委員会・
学校と専門機
関等との連携

④
校内の
教室以外の
居場所づくり

⑤
訪問相談
対面指導
アウトリーチ支援

⑥
教育支援
センターの
拡充

⑧
ICTを
活用した
学習支援

ア
学びの
多様化学校
の設置

イ
夜間中学に
おける不登
校学齢生徒
の受入

ウ
高等学校等
の生徒を
含めた支援

III 保護者支援・学校外の専門機関等との連携

⑦
民間団体
(施設)
との連携

エ
保護者への
支援

オ
公的機関
との連携

3 名古屋市の不登校施策における学びの多様化学校の位置付けや意義

R6.6.21開催「第2回今後の不登校施策に関する有識者等会議」資料

委員の皆様からいただいたご意見等

学びの多様化学校の設置

<市立学びの多様化学校の設置について>

- ・名古屋に二つ目の学びの多様化学校が必要なのか、分析が見えないところがある。
- ・子ども側が自分が学びたい場所を選べるようにすることが理想的。従来からあるものとこれからつくるものに特徴がそれぞれあるとすれば必要。
- ・一つの学校をつくって終わりではなく、そこで学んだ先生の人事還流や研修によって、市全体として多様な学びをどの学校でも提供できるようになることが理想的。
- ・市全体でベースとして「ナゴヤ学びのコンパス」が共通言語としてあるので、人事異動があっても一定レベルは確保できると思われる。
- ・携わる先生方の研修や情報共有、サポートする体制が非常に重要である。
- ・**多様な教育機会の確保として、柔軟で弾力的な教育課程を編成した「市立学びの多様化学校」を設置する意義はある。一方で、市立として立ち上げる場合、内容がかなり多岐に渡るため、ここだけの場で決めるのは難しい。別の場で議論すべき。**

ICTを活用した学習支援

<オンライン学習プログラムによる学習支援の継続について>

- ・学校と教育支援センターで委託業者(契約)が異なる。子どもや保護者等からすると同じIDが使えるシームレスな環境をどこかのタイミングで解決していく必要がある。

<メタバースを活用した支援の実施について>

- ・相手が子どもで、保護者がその場に居ない場合、画面の向こう側で生じる子どもの安全管理は非常に難しい。導入には責任もセットで生じる。アウトリーチのメリットはあるが、リスクマネジメントやルール設計を考える視点は重要。
- ・ネットでの相談は対面に比べて少ないが一定数いる。その子たちの特性として、ネット以外の相談相手をもっている子に比べてリスクが高い印象がある。リスクを抱えがちな子が来る可能性は高いため、それを踏まえて相談員の配置が不可欠。
- ・対象者の範囲や出欠席の取扱いについて検討を進めてほしい。メタバース空間を校長がどういうものか知らない不安がある。

校内の教室以外の居場所づくり

<中学校全校設置について>

- ・当初は、教員の中にも学校にこれをつくることに疑問をもつ意見もあったが、実際に始めてみると、その意義について理解が得られている。
- ・中学校での全校設置を進めていってほしい。

<小学校での支援を実施することについて>

- ・小学校では通級指導教室と居場所が混同しないようにする必要がある。すぐに全校というわけにはいかないので、まずはモデル的にやってみることや、通級が相応しいのか居場所が相応しいのかをきちんとアセスメントできる体制をつくることが重要。
- ・小学校でのつまづきがあり、それが中学校の不登校という形で出てくる生徒も多い。中学年(九歳、十歳の壁)ぐらいでつまづく子どもに対して早めに支援することが重要。
- ・小学校の非常勤SCの時間数増や中学校勤務の常勤SCとの連携も考えられる。
- ・居場所をつくるとともに、どのような人を配置するかも重要で、資金面や内容をしっかり検討する必要がある。
- ・小学校では柔軟に対応できる力量のある人が必要。不登校の背景には家庭問題や友人関係の問題などがあり、これらに配慮できる経験をもった教員が必要。
- ・どうしても担当する人任せになりがち。認識のズレや担当する人の孤立が大きな問題となる。委託をするにしても、考えの擦り合わせをし、方向性が統一され、個人商店にならないようにする必要がある。

【学びの多様化学校の設置】

本会議の委員総意を踏まえ、**中身については別会議で議論**していく。

【校内の教室以外の居場所づくり】

中学校での**全校設置**を進めていく。小学校では小学校段階での特徴も踏まえ、方向性や設置の仕方、必要な仕組みづくり等を改めて整理し、**試行実施**から進めていく。

【ICTを活用した学習支援】

メタバースにおける学びの場づくりについては、いただいたご意見等も踏まえ、学校や委託業者と連絡・調整を進め、9月から行う**実証事業に反映**させていく。また、仮想空間と現実世界とのつなぐ取組についても研究していく。

3 名古屋市の不登校施策における学びの多様化学校の位置付けや意義

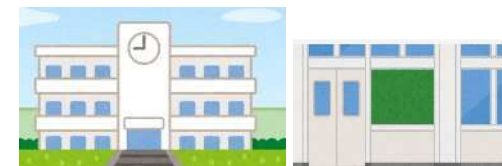
名古屋市の不登校施策における学びの多様化学校の位置付け

学校に行くことができるが、自分のクラスに入りづらい



校内の教室以外の居場所

余裕教室を居場所に、生徒一人一人の状況に応じて生活や学びを支援



多様な教育機会の確保により、子どもの【活動範囲と学び】のフェーズに合わせた支援が可能に

家から出ることができるが、在籍する学校に行くことができない



学びの多様化学校

特別の教育課程を編成して教育を実施することができる学校。授業時数の弾力化、柔軟な教育課程の下、興味や関心に応じた柔軟な学びを行う。

家から出ることができるが、学校に行くことができない



フレンドリーナウ（教育支援センター）

集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等のための相談・指導

民間団体（施設）等

在籍校と連携しながら、学習や体験活動等に取り組む



家から出ることができない



ICTを活用した学習支援

オンライン学習プログラムによる学習支援、メタバースを活用した支援

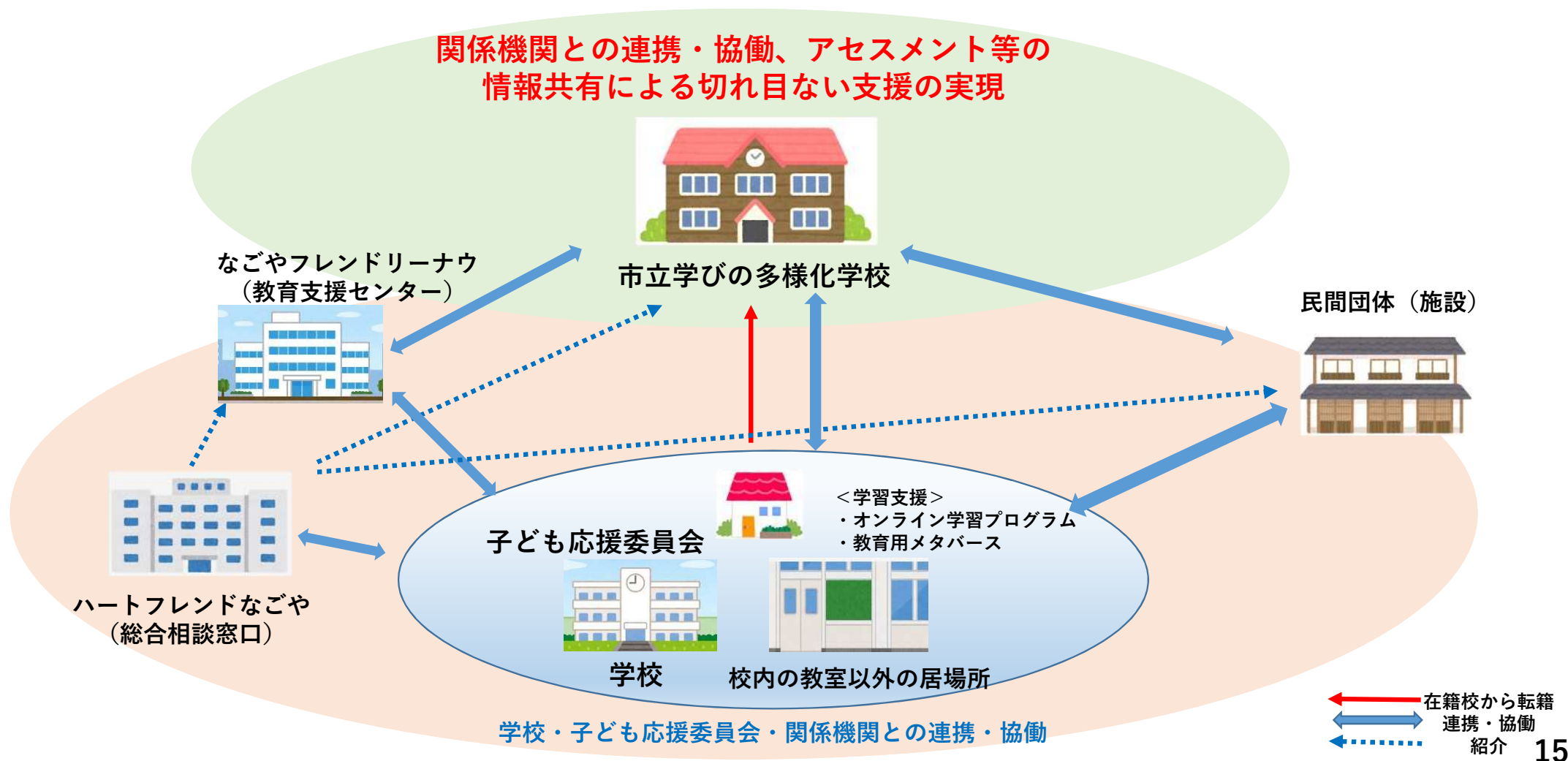
訪問相談、対面指導、アウトリーチ支援

教員、なごや子ども応援委員会専門職、ハートフレンドなごや訪問担当の相談員による家庭訪問、訪問相談、対面指導
名古屋市家庭訪問型相談支援事業、名古屋市重層的支援体制整備事業など



3 名古屋市の不登校施策における学びの多様化学校の位置付けや意義

名古屋市の不登校施策における学びの多様化学校の位置付け



3 名古屋市の不登校施策における学びの多様化学校の位置付けや意義

名古屋市の不登校施策における学びの多様化学校の位置付け

- 市立学びの多様化学校の設置により、本市の不登校施策に係る関係機関との連携・協働、アセスメント等の情報共有による切れ目のない支援の実現を目指し、児童生徒の一人一人の思いや願いに応じた多様な学びを確保する。

3 名古屋市の不登校施策における学びの多様化学校の位置付けや意義

名古屋市における学びの多様化学校設置の意義

不登校の児童生徒等への支援の充実について（通知） 文部科学省 R5.11.17

【別紙】不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方

2. 学校教育の意義及び在り方について

学校という場は、多くの人たちとの関わりの中で様々な体験や経験を通して、実社会に出て役立つ生きる力を養う場であり、様々な制度や公的な支援により質の担保された教育機関である。こうした学校教育を受ける機会、周囲の児童生徒と交流や切磋琢磨する機会を得られないことにより、当該児童生徒が将来に渡って社会的自立を目指す上でリスクが存在することを踏まえ、引き続き、学校関係者には、不登校児童生徒の社会的自立のために当該児童生徒が学校において適切な指導や支援が受けられるように尽力いただきたい。

「不登校児童生徒への支援は、『学校に登校する』という結果のみを目標とするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。」としているが、同通知（R1.10.25）はこの点のみを述べているものではないため、改めて同通知の基本的な考え方を周知する。

学校教育の役割は
極めて大きい

今後の不登校施策に関する有識者等会議 第1回説明資料 新しい学校づくり推進課 R6.5.24

フェーズに合わせた支援（ナゴヤ学びのコンパスを取り入れた支援）

■ 家から出ることができるが、 在籍する学校に行くことができない

- ・ 様々な要因・背景により、在籍校に行くことができない
- ・ 教育支援センター、民間団体（施設）等の利用については在籍は原籍校のまま
- ・ 区域外通学や転校により転籍しても、その学校の教育課程や大人数での集団生活でうまくやっていけるかどうか不安 …等々

学校に通いたい
学校に通わせたい

との思いをもつ児童生徒や保護者も…

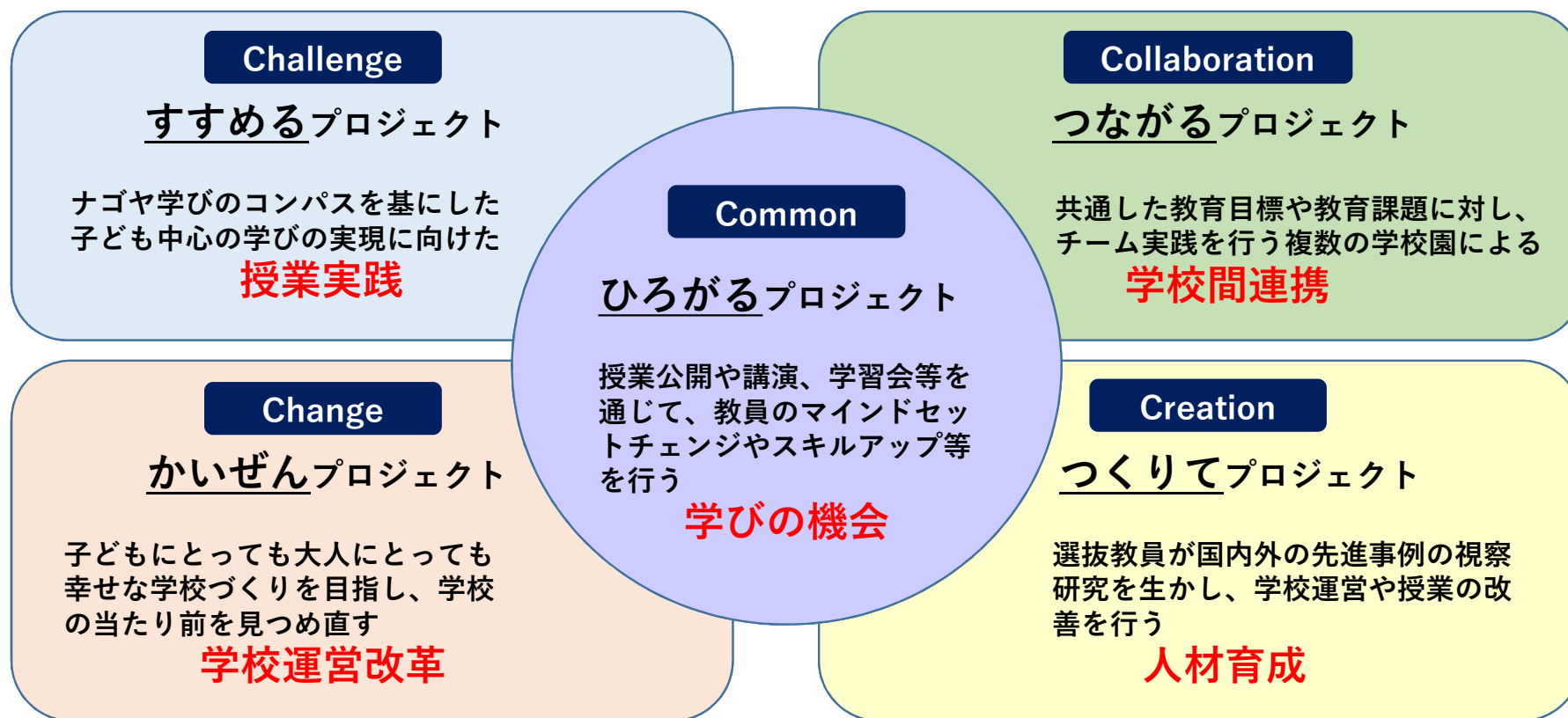
3 名古屋市の不登校施策における学びの多様化学校の位置付けや意義

名古屋市における学びの多様化学校設置の意義

- ・ **ナゴヤ・スクール・イノベーション事業の推進**
- ・ 「ナゴヤ学びのコンパス」が目指す教育、重視したい学びの姿の実現

◎授業改善の推進

これまでの取組(授業改善の推進、働き方サポート事業の成果)を5つのプロジェクトに再構築
ナゴヤ学びのコンパスを基に一体的に推進していく「**ナゴヤ・コンパス・プロジェクト**」として展開



詳細は
「NSIパンフレット」
ご参照ください

3 名古屋市の不登校施策における学びの多様化学校の位置付けや意義

名古屋市における学びの多様化学校設置の意義

- ・ナゴヤ・スクール・イノベーション事業の推進
- ・「ナゴヤ学びのコンパス」が目指す教育、重視したい学びの姿の実現

ナゴヤ学びのコンパス

全ての子どもが自分らしく、
幸せに生きていくために、
「子ども中心の学び」を
幼児期から青年期まで一貫
して大切にします。

令和4～5年 検討会議
令和5年3月 中間案公表
令和5年9月 確定版公表

令和6年4月～
全ての市立学校園において
「ナゴヤ学びのコンパス」
を基にした教育を展開



3 名古屋市の不登校施策における学びの多様化学校の位置付けや意義

名古屋市における学びの多様化学校設置の意義

名古屋市立学びの多様化学校のあり方(案)

対 象

不登校状態である児童生徒

原則として、文部科学省の調査における基準等の明確な基準を設け、その基準に則り不登校状態であると判断した児童生徒

不登校傾向が見られる児童生徒

基準に該当しない児童生徒であっても、不登校傾向が見られ、その後不登校となる蓋然性が高いと考えられる場合は、対象となり得る

(該当する児童生徒の例)

- ・登校することができるが、在籍学級に入ることができず、保健室や相談室で特定の教職員や友だちしか関わることができない児童生徒
- ・在籍校に登校することができず、教育支援センターやフリースクール等に通所している児童生徒
- ・強い特性等から不登校傾向にあり、弾力的な教育課程の下で個人の特性を最大限に生かした学習活動を希望する児童生徒

体験入学
面談等

本人の登校意欲
保護者の理解

市立学びの多様化学校



取組やエッセンスを全市へ共有

- 本市の学びの基本的な考えを示した「ナゴヤ学びのコンパス」を、弾力的で柔軟な教育課程の編成等という方法で具現化

重視したい学び

- ・自分に合ったペースや方法で学ぶ
- ・多様な人と学び合う
- ・夢中で探究する

大人が大切にしたいこと

- ・子ども一人一人の思いや願いを尊重する
- ・子どもと対話する
- ・子どもの自分なりのチャレンジを大切にする

- 居場所づくり事業の取組を土台に

- ・リラックス空間と学習空間
- ・自分に合ったペースや方法で学ぶ（自己選択・自己決定）等

- NSI事業の蓄積（学び方・手法等）の活用

- ・単元内自由進度学習
- ・プロジェクト型学習
- ・ソーシャルスキルトレーニング、SEL、アドベンチャー・プログラム等

- 異学年（異年齢）集団の関わり

- 児童生徒の自治的活動

- 社会的自立につながるキャリア教育

3 名古屋市の不登校施策における学びの多様化学校の位置付けや意義

名古屋市における市立学びの多様化学校設置の意義

- 不登校児童生徒は増加の一途をたどっており、多様な背景を持つ児童生徒一人一人のその時々思いや願いを尊重し、きめ細やかな学びの場・学びの機会を提供するために、新たな選択肢の一つとして、「市立学びの多様化学校」を設置する必要がある。
- 「市立学びの多様化学校」においては、本市の学びの基本的な考えを示した「ナゴヤ学びのコンパス」を、弾力的で柔軟な教育課程の編成という方法で具現化し、「市立学びの多様化学校」の取組みやエッセンスを全市へ共有する。